

令和7年度第2回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年7月31日（木） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	17時24分から 18時04分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席5名

○廣谷会長

では、ただ今から第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、委員の出席状況、会議の成立、傍聴者及び意見陳述について報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。座って報告させていただきます。

本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数各代表の3分の1以上または全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和7年7月15日付けで本会議の傍聴告示を行いまして、申出があった10名の方が傍聴をされております。

次に最低賃金法25条第5項に基づきまして、令和7年7月15日に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月29日までに4名の方が意見の提出があり、審議会において直接意見陳述を希望されましたので本日お越しいただいております。意見陳述者は、申出順に、

紀州有田商工会議所 興津様、
わかやま市民生協労働組合 鬼束様、
わかやま市民生協労働組合 鈴木様、
和歌山県地方労働組合評議会 杉様

の4名です。

なお、意見陳述の申出をいただいた4名の方には傍聴も希望されていますので、その4名の方を含めて傍聴者は10名となっております。

以上、報告いたします。

○廣谷会長

それでは開会にあたり、和歌山労働局長からごあいさつをお願いします。

<局長あいさつ>

○廣谷会長

では議題に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

御説明いたします。

資料１は、和歌山県最低賃金の改正について、御提出いただきました意見書です。受付順になっております。

資料２は、本年７月２５日付けで一般社団法人和歌山県タクシー協会会長様から当審議会宛てに地域別最低賃金額改定の金額審議についての要望書の提出がありましたので、御紹介させていただきます。

物価上昇下における賃金の引き上げの必要性は理解しているが、急激な引き上げによる人件費の増加は経営収入の大本が認可運賃である中小零細のタクシー事業者にとっては、経営環境に与える影響力が大きすぎることで、タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っていること、地域別最低賃金は通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めるという基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重な審議を要望することにつきまして記載がなされています。

資料３は、和歌山弁護士会様から当審議会宛ての会長声明です。

資料４は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書です。

資料５は、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書です。

資料６は、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に係る申出書です。申出書の添付書類は事務局で保管しておりますので、委員からの御希望がありましたら御覧いただけます。

資料７は、先ほどの申出のあった特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査の結果の資料となっています。

資料８は、２０２５年７月１７日付けで和歌山県小売最賃会議議長から申出に係る意向表明がありました和歌山県総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金の新設についての意向表明の取り下げに係る取下げ書となっております。

資料 9 は、和歌山県が公表している職種別、学歴別初任給のデータを取りまとめたものとなっています。

資料 10 は、和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書です。これは、県内の製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、サービス業などの事業所の労働者の今年 6 月分の賃金について回答をいただいた統計です。専門部会の金額審議等でも御活用いただきたいと思います。

また、別綴りとしまして、本年度の中央最低賃金審議会の第 2 回目安に関する小委員会の資料も配付をしております。

以上、簡単に資料の説明をさせていただきました。

なお、資料の内容についての御質問等がございましたら、この後、該当する資料を用いた審議の中で、その都度御質問いただければと思います。

以上です。

○廣谷会長

ただ今、事務局から説明をいただきました資料については、今後の審議の参考として有効に活用させていただきたいと思います。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

まず、議題 1 の関係労使の意見陳述ですが、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、意見陳述の申出がありました 4 名の方からの意見聴取を行いたいと思います。1 人 5 分程度とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、紀州有田商工会議所の興津様、意見陳述をお願いします。

○紀州有田商工会議所（興津）

紀州有田商工会議所の興津と申します。本日よりお願いいたします。資料にもございますが、紀州有田商工会議所は、小規模事業者及び中小企業で組織する公的法人でございます。今年度の最低賃金審議会の審議にあたり、中小企業小規模事業者の声を届けさせていただきます。

深刻な人手不足と物価高騰が続く中、大企業や多くの中小企業が賃上げに取り組んでおりますが、雇用の 7 割を支える中小、小規模事業所が実施する賃上げは人員確保のための防衛的な賃上げの割合が依然として高く、今後業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きが広がっていかねばならないと考えております。

こうした中、最低賃金につきましては、昨年、全国の地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示す目安額 50 円を上回り、全国加重平均で過去最高となる 51 円の大幅な引き上げとなりました。

法定三要素、生計費、賃金、企業の支払い能力のうち、生計費と賃金が上昇局面にある中である程度の引き上げは必要と考えられますが、中小・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要です。

最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め一律に強制力をもって適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められるということは言うまでもありません。こうした認識のもと今年度の和歌山地方最低賃金審議にあたり次の内容を要望いたします。

大きく二点でございます。

一点目は最低賃金制度の適切な運用をとということで、最低賃金は物価高騰に加え、隣県との競争過熱もあり、2年間の合計で加重平均94円の引き上げが実施され、影響を受ける中小、零細企業の割合も高まっております。こうした中、国は最低賃金引き上げを加速し、2020年代に全国平均1,500円の目標を掲げております。地方や中小企業を含む自発的・持続的な賃上げの実現は重要であり、その結果として最低賃金が引き上げられるのであれば望ましいことですが、最低賃金は働く人々の生活を守るセーフティーネットであり、赤字企業も例外なく適用されます。実態を踏まえない最低賃金の大幅な引き上げとなれば、和歌山県内の99%以上を占める中小・零細企業では事業縮小や廃業、従業員の削減など企業経営や雇用、地域経済への影響が強く懸念されます。地方の中小・零細企業の賃上げは、産業振興と企業の稼ぐ力の強化、生産性向上と価格転嫁の推進等により実現されるものであり、まずは中小企業や小規模事業者に対する経営支援により支払い原資を確保できる対策が必要です。最低賃金を経済活性化や賃上げ政策の道具として用いることは適切ではありません。

中央最低賃金審議会でも本日開催されているようでございますが、和歌山地方最低賃金審議会においては目安額ありき、引上げありきでなく、地域や地元企業の経済実態を踏まえた十分な議論と中小企業・小規模事業者への支援策の一層の利用、及び活用促進をお願いいたしたいと思っております。

二点目です。改定後の最低賃金対応をするための十分な準備期間の確保をお願いしたいということでございます。

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改定決定後ほとんどの都道府県で10月1日以降、2週間以内に発効するというプロセスになっております。違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金の引き上げの対象となる労働者が増える中、各企業は2ヶ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業や小規模事業者から負担増の声が聞こえてきます。

また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易でなく、原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保することが必要となります。こうした状況

を踏まえて、改定後の最低賃金につきましては、指定日発効等により年初め、または年度初めの発効についての御検討をよろしくお願いいたします。

以上、二点でございます。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の興津様の御意見に対して御質問等はございますか。特にございませんか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では興津様、ありがとうございました。

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鬼東様、よろしくお願いいたします。

○わかやま市民生協労働組合（鬼東）

和歌山県、わかやま市民生協労働組合の鬼東です。よろしくお願いいたします。私からは最低賃金を上げていただきたいということの趣旨でお話させていただきます。

私は現在夫とのふたり暮らしです。で、夫は65歳を超えているので、年金をもらいながら生活しています。でも夫の年金だけでは生活はできないので、夫も私も働いて生活を支えています。生活の出来ない年金は、もちろん問題だとは思いますが、ここで言ってもしょうがないので、ただ働くといっても、60歳を超えて求職したら体力も頭の回転も鈍くなっているので、ほぼ最低賃金の職場しかありません。その職場にも私とか夫みたいに年金をもらいながらだったらちょっと余裕あるよねという人もいますが、若い方も結構多く働いています。生活するためのお金なんで、もっと稼げるところへ行けばいいのになあと思うんですけども、なかなかそういう職場に巡り合えないというような方も多いみたいです。正規の職に就きたくても生活のために働いてそういう正規の職場へ行けないっていう人も結構いるみたいです。実際の正規の職場にうちの私の子供も正規の職場に職に就くまでに4年ぐらい非正規の現場で働いていました。非正規で働くと賃金は最低賃金か、もしくは、その近傍で働いています。時間も短かったりするので、なかなか生活を支えるのが大変になってます。どこで働いてもいつ働いても保障される賃金、この最低賃金というのは生活者にとっての最後の砦だと思っております。

最近、最低賃金は上がってますけど、物価高騰には全く追いついていません。もともと最低賃金で生活するには、結構生活が苦しいんですけども、あのそういうのに輪をかけて物価高騰で余計に苦しくなってます。

今年はお米の値上げもあって、約2倍になりましたね。最低生計費調査では、どこで生活しても、月26万から27万くらいかかるよねというような話が出てますけど、今の和歌山の最低賃金では、普通に8時間働いたら10万円足りません。生活費が足りない場合、1番はじめに削られるのは、医療費とか食費とか健康に関することです。真面目に働いて贅沢するわけでもなくって、でも生活が出来ないっていうのは悲惨だと思います。

賃金が上がらなければ、もう将来的にそういう生活が目の前に来ているということなので、誰でもが普通に働けば生活できる賃金を求めます。よろしくお願いします。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の鬼束様の御意見に対して、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では鬼束様ありがとうございました。

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鈴木様、お願いします。

○わかやま市民生協労働組合（鈴木）

はい。はじめまして。わかやま市民生協労働組合の書記長をしております鈴木と申します。県地評の常幹もしております。

わかやま市民生協労働組合は、生協労連、全国生協労働者連合会ということで、加盟しているんですけども、そこで働く組織されているメンバーが半分以上が非正規労働者、パートさんを組織して仕事をしてます。で、うちのところもそうなんですけれども、要するに300名少し超えるんですけども、そのうち200名以上がパート労働者、非正規労働者というところでね。企業としてやっぱり主観的に、その事業を支えているのはやっぱり、非正規労働者、パート労働者です。なぜならということ言えば、やっぱり賃金がやっぱり低いというところでね、使用、使用って言うておかしいですけども、雇われてということで、事業を貢献しているというのが主だと思います。

で、本文に入るんですけども、生協労連のところで、毎年、パート黒書ということで、パート労働者を中心に非正規労働者が、1年間どんな思いで暮らしてきたんだというね、手記であったり、書面であったりという形で、寄せ集めをさせてもらった部分を、厚生労働省のところにも持って行きましたし、いろんな所に実態としてね、報告させていただいて最低賃金がなぜ必要なか、どういう暮らしの中で、こういう形を僕たちは訴えているのかというのを理解していただきたいなということで、少し文を引用させていただきます。

テーマとして、我慢の日々も限界です。

私は、問い合わせの電話オペレーターをしています。オペレーターには注文を受ける者と、問い合わせを受ける者の2種類のオペレーターがいます。私は2年間注文のオペレーターを経験して、問い合わせへの異動の声がかかりました。時給も20円上がるため異動して1年が経ちました。組合員さんからの問い合わせにはスムーズに出来る案件もありますが、無理難題、重大クレームとなると頭からつま先まで汗をかき、震えが止まらない事もあります。本当に大変な仕事です。10時半から19時まで勤務しており、家に帰るのはたいてい20時頃になります。帰ると本当にくたくたです。正直手取り20万から30万あれば苦にもならないと思いますが、今の私の給料は時給990円で、支給総額は16から17万であっても、税金など引かれたら手取りは月14から15万です。その手取り額から家賃3万円、光熱費2万から3万円、食費は母とふたりで3万円、保険代2万円、電話代ふたりで2万円、ガソリン代1万から2万円などを合計すると、支出が13万から15万円で、貯金は全く出来ません。去年は車が故障して修理代に9万円がかかり、母から借金しました。そんな状況を知ってか母は私が帰るまで電気をつけることもなく暗闇でエアコンもつけずに過ごしているようです。食費も値上がり、値上がりがすごいので、食べたいものとか当たり前の値段では買えません。半額を狙って買い物をする自分が情けなくなることもあります。ガソリン代も値上がりしているので、以前は母を休みの日にドライブがてら連れ出していましたが、今はそれも出来ません。「何か良いことないかな」が、母の口癖になってきています。値上げラッシュがやっぱりすごいです。それを解決するには時給は最低でも1,500円が必要です。1,000円とかいってられません。家計は火の車。毎日が不安で、生活のためにきつい仕事を頑張るしかないのです。贅沢したいとも思いません。不安のない安心して暮らせる普通の暮らしがしたいだけです。車も高級な車に乗りたいとも思いませんし、普通の軽自動車でもいいです。今の私の車、エアコンの効きの悪い軽自動車です。人を乗せてあげることにも恥ずかしくて出来ません。

どうかお願いします。情けない明日のない目の前に借金地獄が迫っている生活から開放され、普通の暮らしをさせてください。非正規労働者であっても、健康で文化的な普通の暮らしを営めるよう、時給1,500円以上をよろしくお願いします。

以上、手記の一つを引用させていただきました。この審議会において全国で働くすべての人が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することが出来るように地域によって水準が違ふことが起きないようにも国に対して、また、中央審議会に対しても、中小企業への充実した支援策を求めていくことを期待し発言を終わります。ありがとうございました。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の鈴木様の御意見に対して、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では鈴木様ありがとうございました。

続きまして、和歌山県地方労働組合評議会の杉様、お願いします。

○和歌山県地方労働組合評議会（杉）

貴重な時間ありがとうございます。和歌山県地方労働組合評議会です事務局長をします杉と申します。

本日は和歌山県の最低賃金を今すぐ1,500円以上に引き上げ、併せて中小・小規模事業者の支援策強化と全国一律最低賃金の制度の創設を求める。こういう趣旨で、要請させていただきたいと思います。食料品をはじめ、生活必需品の値上がりが続き、国民の生活を圧迫しています。特に最低賃金近傍で働くパートや派遣など非正規雇用やフリーランスなど立場の弱い、労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁が出来ずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えております。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、国民の消費購買力を高め、経済の好循環を作っていく必要があります。そのために、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要だと考えております。

また、日本の最低賃金は地域別であるということが大きな問題と私たちは考えています。最低賃金額が低いここ和歌山では、現状の支払能力や経済状況、

冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、そうなる低いままとなるという一方で、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮して決めるなど、上げを妨げる構造的な欠陥があると考えます。人口の一極集中や若者の都市部への流出など、日本経済を歪めている原因にもなっています。労働者の賃金は経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。私たちの最低生計費資産調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められない。こういう調査結果になっております。政府としても最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきだと考えております。全国一律制にするとともに、最低賃金を引き上げるためには、国による相応の財政捻出をする決断を含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。また、下請け企業への単価削減、賃下げが押し付けられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。以上の趣旨から2025年の最低賃金審議にあたり、次の事項を強く要望いたします。

一つ、和歌山県の最低賃金を1,500円以上に引き上げること。

二つ、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金の創設を関係機関に働きかけること。

三つ、最低賃金の引き上げを円滑に実施できるよう、中小企業・小規模事業所への支援策を強化するよう、関係機関に要請すること。

このことについて県内各地の労働者から署名が寄せられております。委員の皆様のご同意がいただければ、審議会のこの席上で会長宛てに提出させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただいまの杉様の御意見に対して、御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では杉様、ありがとうございました。

先ほど署名をお持ちいただいているということなので、受け取りさせていただきたいと思います。

○和歌山県地方労働組合評議会（杉）

3, 279筆、今日までに集まりましたので、お渡したいと思います。よろしくお願いします。

〈会長が署名を受け取る〉

○廣谷会長

ありがとうございました。

それでは、意見陳述については、これで終了とさせていただきます。

労使それぞれの立場から貴重な御意見を拝聴いたしました。いただいた御意見については、今後の審議に生かして参りたいと存じます。

では、次に議題2の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

では事務局は諮問文を読み上げてください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

ただ今諮問を受けましたが、何か御意見、御質問はございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

それでは、これらの諮問を受けたということで、まず特定最低賃金の改正決定などの必要性の審議については、特別小委員会を設置して審議することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

はい、ありがとうございます。

それでは、改正決定などの必要性については、特別小委員会を設置して審議していくこととし、特別小委員会の委員を指名したいと思います。

公益委員については、先日の公益代表委員会において、岡田委員、本庄委員、石川委員の3名が担当とすることになっていますが、労働者側、使用者側それぞれ3名を御推薦いただきたいと思います。昨年度は労働者側、使用者側

とも和歌山県最低賃金の専門部会の3名に担当いただいておりますが、いかがでしょうか。

○濱地委員

労働者側は引き続き、専門部会の委員でさせていただきたいと思います。

○廣谷会長

使用者側は。

○児玉委員

はい。昨年と同様でお願いします。

○廣谷会長

では、ただいま御推薦いただきました委員の皆様方を特別小委員会の委員として指名したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

特定最低賃金の改正決定などの必要性については、特別小委員会において審議していただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただきたいと思います。

その報告を踏まえて、審議会から局長へ改正決定の必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(出席者から異議なしとの発言)

○廣谷会長

はい。ありがとうございます。

それでは、そのように進めていきたいと思います。

また、第1回本審において議決されております和歌山地方最低賃金審議会小委員会の会議、議事録及び議事要旨の公開に係る小委員会運営規程の一部改正についても議決をお願いします。

次に特別小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。特別小委員会の日程につきましては、第1回の開催の方を、中央最賃審議会の答申の目安が出ていないような関係もございまして、別途調整をさせていただけたらと考えております。専門部会の後に特別小委員会を開催させていただければと考えておりまして、これから調整をさせていただくところをご

ございますけれども、8月5日の午前10時、8月6日の午後6時、8月7日の午前10時からいずれかで予定出来ればと考えている次第です。また、調整させていただいた上で、御連絡差し上げられたらと思っております。よろしいでしょうか。

○廣谷会長

それでよろしいでしょうか。

はい。それでお願いします。

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

○廣谷会長

最後にその他の議題となりますが、本日の議事に関する事、今後の審議に関する事などで何か御意見、御質問ございますか。特にございませんでしょうか。

〈意見なし〉

○廣谷会長

ないようでしたら、最後に、和歌山県最低賃金改正決定にあたっては、中央最低賃金審議会の目安答申の内容や地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見などを参考にしながら、専門部会での場で議論を進めていきたいと存じます。

また、今後の審議会の日程につきましては、専門部会の審議の状況を見ながら、第3回審議会及び第4回審議会の開催日を調整させていただきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

（出席者から異議なしとの発言）

○廣谷会長

はい。

では、以上にて本日は閉会といたします。